

改正児童福祉法第三条の三の解釈に基づく社会的養護（狭義）の将来像（案）

奥山 眞紀子

改正児童福祉法第三条の二

ただし・・・児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない

I. 理念としてまとめるべきもの

- 1) 「家庭」の機能
- 2) 「家庭」の条件
- 3) 「施設」の機能
- 4) 「家庭」と「施設」の協働

II. 現状の社会的養護の分類とその将来的あり方

1. ファミリーホームには「家庭環境と同様の養育環境」（以下、家庭型）と考えられるものと「できる限り良好な家庭的環境」（以下、施設型）と考えるべき存在がある。ここではそれを家庭型と施設型に分類する。

1) 家庭型ファミリーホーム

- ①里親型ファミリーホーム
- ②独立自営型ファミリーホーム
- ③法人型ファミリーホームで本体施設から離れた地域で夫婦が同居している場合で、人事異動が想定されていない場合

2) 施設型ファミリーホーム（本来は名称を変えるべきである）

- ①本体施設と同じ敷地内もしくは隣接地にあつて本体施設と一体化して運営されている法人型ファミリーホーム
- ②単身者が補助者の援助を得て行っている法人型ファミリーホーム
- ③夫婦での法人型ファミリーホームで人事異動が想定されている場合

2. 「家庭環境と同様の養育環境」とは
 - 1) 特別養子縁組家庭
 - 2) 普通養子縁組家庭
 - 3) 親族里親家庭
 - 4) 里親・専門里親家庭
 - 5) 上記家庭型ファミリーホーム…すべて里親登録を原則とする

3. 「家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合」とは
 - ①家庭環境では対応が困難な身体的問題、心理的問題、行動上の問題を持つ子ども
 - ②子ども本人が家庭環境に抵抗感が強い場合
 - ③適当な「家庭環境と同様の養育環境」が提供できない場合

4. 「できる限り良好な家庭的環境」とは
 - 1) 上記施設型ファミリーホーム⇒名称を変更すべき
 - 2) 地域小規模児童養護施設
 - 3) 小規模グループケアの分園型
⇒「地域小規模児童養護施設」に名称を統一すべき

5. 社会的養護を職業とする里親・ファミリーホーム

本来の家庭で夫婦が養育専門ということはありません。夫婦専従とは職業里親および職業ファミリーホームと考えるべきです。一方、子どもに心身の問題があり、医療的ケアなどの困難なケアが必要であってもできる限り家庭と同様の養育環境が当たられるべきであることから、職業里親、職業ファミリーホームがそれを担うべきです。

 - ① 職業里親：夫婦とも専門の里親
 - ② 独立自営型ファミリーホームで夫婦が専門養育者
 - ③ 法人型ファミリーホームで夫婦が専門養育者

⇒これらの専門養育者は高度専門里親とみなして、一定期間の里親等の経験と特別な研修を受けることが必要と考えられる。

6. 治療型施設

治療を行うことを目的とした施設

治療が目的である以上、問題に応じた個別養育が必須

小規模施設から 30 人程度の施設まで可能

(低年齢の子どもを考えると、30 人程度が限界と考えられる)

ユニット型にするなど、ケアの単位を小さくすることは必要

原籍の養育環境と連携しながらできるだけ早くそちらに戻す努力をする

手厚い人員配置 (1 : 1 以上)

手厚い心理士等のコメディカルスタッフの配置

密な医療との連携

密な教育との連携

実親子の治療を行うべき

通所も可能とすべき

7. 今後の方向性

①情緒障害児短期治療施設および児童自立支援施設は治療型施設とする

②乳児院および児童養護施設はできるだけ「家庭と同様の養育環境」(職員が独立して里親・里親ファミリーホーム運営ができるように支援)もしくは「できる限り良好な家庭的環境」(地域小規模児童養護施設)に移行

③一部(ユニット型を含む本体施設)は治療型施設に移行することも検討すべき

③社会的養護の評価制度が欠かせない